

機械設備工事特記仕様書 No.1

【工事概要】					
1 工事場所	京都市右京区京北下中町鳩谷3				
2 建物概要					
建物名	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法令別表第一	備考
R C造	2階建て				
3 工事科目	●印をついたものに適用し、各一式とする。				
工事科目	建物名称				
空気調和設備	●	○	○		
換気設備	○	○	○		
排気設備	○	○	○		
自動制御設備	○	○	○		
衛生器具設備	○	○	○		
給水設備	○	○	○		
排水設備	○	○	○		
給湯設備	○	○	○		
消防設備	○	○	○		
ガス設備	○	○	○		
厨房機器設備	○	○	○		
淨化槽設備	○	○	○		
医療ガス設備	○	○	○		
撤去工事	●	○	○		
	○	○	○		

【特記事項】

1 一般事項
1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房企画課部「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成二十八年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成二十八年版（以下「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成二十八年版」による。

2) 工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び標準仕様書による。

2 特記事項
項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、※印を適用する。

章	項目	特記事項
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するものまたは、これらと同等のものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。 また、（●印は「京都府立グリーン調達方針」（以下、「グリーン調達」という。）の特定調達品目を示す。 ◆監督行為マニュアル参考 kyoto.jp/zaisan/kankyo.html>	
●機材の承認	機材の承認に際しては、原則として国土交通省大臣官房官房企画課部建築課技術管理室監修の機械設備工事機材承認図集（最新版）によるものとする。	
●機材の品質・性能証明	使用する機材が、（財）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(c)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。	
●グリーン調達適合品の確認	グリーン調達適合品の証明を監督職員に提出する。 ●工アコノデーションマーク ○	
●現場代理人	本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に基づき現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接のつかつて恒常的な雇用関係のある者を選任する。	
○電気保安技術者	※適用する ○適用しない	
○技能士（一級）	※配管（配管工事） ○建築板金（ダクト製作及び取付け） ○冷凍空気調和機器施工	
●工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力・水などの費用は、引き渡し時まですべて受注者の負担とする。	
●官公署への手続	官公署等への手続は速やかに行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。	
●工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない	
○足場・さん橋類	別契約の関係者：受注者が定置したもののは、無償で使用できる。	
●監督職員事務所	※設置しない ○設置する（○本工事 ○別途）	
○監督職員事務所に備え付ける図書	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ・機械設備工事監理指針 ・機械設備工事施工チエックシート ・建築設備耐震設計施工指針 ・工事写真の撮り方（最新版）-建築設備編-	
●建設副産物の処理及び建設発生土の処理	●建設副産物の処理 ○空き地をそのままするもの【右記のほか、○別途資源利用を図るもの【金属類】】 現場説明書による。 ○特別管理産業廃棄物 ○P C B 使用機器 ○ S F 6ガス使用機器 ○ ○建設発生土の処理 ○構外指定地に搬出処理 ※（財）京都府立グリーン調達方針地盤整備公社 右記のほか、○ 現場説明書による。 ○構内指示場所に敷き均し ○外へ搬出適切処理 ●再生資源利用促進 建設副産物において、発生量の多少に係らず、再生資源利用計画書等の作成・提出 促進計画書（建設副産物対策近畿地方連絡協議会）について、施工計画書に含めて提出する。 また、実績については再生資源利用促進計画書として提出する。 1) 「建設発生土処理計画書」及び「建設副産物等処理計画書」を監督職員に提出する。 2) 関係法令等に従い、適正・廃棄物等を処理し、「建設発生土処理報告書」及び「建設副産物処理報告書」により監督職員に報告する。 ○アスベスト成形板の処理等 施工調査 アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認 ・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・施工範囲等の確認 確認範囲 ※成形板の製造年等の確認 ○ X 線解析法 処理方法 ※非可燃性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。	

章	項目	特記事項
●工事関係書類	管轄工事契約関係書類提出書類式集、一覧表により提出。 ◆京都府立グリーン調達方針 kyoto.jp/eizen/index.html>	
●履行報告	月報 ※2部 ○3部 每月末ごめ、翌月の5日までに提出する。	
●工事写真	1) 国土交通省大臣官房官房企画課部監修「工事写真の撮り方（最新版）建築設備編」による。 2) 工事完成後、整理の上、1部提出する。 3) デジタルカメラで撮影可とする。	
●完成図書	名 称 内 容 大きさ 部 数 ○完成図 金文字製本 A4版 1 部 ●貼り写し（A2-A3版） ○ A4ファイル止め 2 部 ●施工図 ●貼り写し（A2-A3版） ○ A4ファイル止め 2 部 ●機器完成図等 機器製作図 ファイル止め A4版 2 部 保守指導案内書（機器取説書を含む） 機器性能試験成績書・保証書・施工の試験成績書	
●諸官庁提出書類	副 本 1 式 ○原図 完成図、施工図 1 部 ●完成写真 アルバム 2 部 電子納品については、現場説明書による。	
●著作権等	当該建物において取得する、施工図の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	
●付属品及び備品	標準仕様書によるほか、別表1による。	
●総合調整（測定結果は報告書にて提出）	●風量調整（測定共） ○風量調整（測定共） ○室内外空気の温湿度測定 ○室内気流及びんいの測定 ○騒音・測定 ○飲料水の水質の測定	
●耐震施工	1) 設備機器の固定は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。 2) 下記の設計用水平震度(KH)により、機器製作固定を行う。 [KH] 設置場所 ○特定の施設 ○一般的施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 2.0(2.0) 1.5(2.0) 1.5(2.0) 1.0(1.5) 中 間 階 1.5(1.5) 1.0(1.5) 1.0(1.5) 0.6(1.0) 1 階 及 び 地 下 階 1.0(1.0) 0.6(1.0) 0.6(1.0) 0.4(0.6) [KH] 設置場所 ○特定の施設 ○一般的施設 水槽 水槽 上層階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 中 間 階 1.5 1.0 1 階 及 び 地 下 階 1.5 1.0	
注1 ()内の数値は、防震支擲の機器の場合に適用する。 注2 設計用水平震度は、設計用水平震度の1/2とする。 注3 上層階の塔屋は、6階以上の場合には最上階、7~9階建の場合には上階2階。 注4 重要機器（水槽類）は、下記に示すものとする。（水槽類にはオイルタンク等を含む。）		
●一般用井	標準仕様書第2編2.2.1(1)～(12)によるほか、下記による。 1) 水道直結部及び汎用部の耐震性10K以上、その他は5K以上とする。 2) 給水・送湯用の青銅弁は、給水用青銅弁を使用する。	
○フレキブルジョイント	機器取りに取付けるフレキブルジョイントは、銅板に対してはヘローズ形、FRPに対しては成形ゴムとする。	
○伸縮管接手（鋼管用）	鋼管用伸縮管接手は下記による。 ※ペロース形 ○スリーブ形	
○溶接接合	溶接部の非破壊検査は、 ※適用しない ○射出線透過検査 ○浸透深傷検査又は磁粉深傷検査	
○地中埋設管及び埋設表示用テープ	1) 給水管 地中埋設機器（※要 ○不要） 埋設表示用テープ（※要 ○不要） 2) 消火管 地中埋設機器（※要 ○不要） 埋設表示用テープ（※要 ○不要） 3) ガス管 地中埋設機器（※要 ○不要） 埋設表示用テープ（※要 ○不要） 4) 油管 地中埋設機器（※要 ○不要） 埋設表示用テープ（※要 ○不要） 5) ブライン管 地中埋設機器（※要 ○不要） 埋設表示用テープ（※要 ○不要） 用途表示の用テープ（幅は150mm以上）で、2倍長以上重ね合わせて使用する。 土中埋設の排水用ビライニング鋼管は、防食処置を行う。	
○防食処理	1) 保溫材の使用は、下記による。 ○射出線透過検査 ○浸透深傷検査又は磁粉深傷検査	
●保温	1) 保溫材の使用は、下記による。 給水管・排水管 ※ポリスチレンフォーム保溫材 ○ 排煙ダクト・煙道・排気筒 ※PPクワール保溫材 ○ その他 ※グラスウール保溫材 ○	
○足場・さん橋類	別契約の関係者：受注者が定置したものは、無償で使用できる。	
●監督職員事務所	※設置しない ○設置する（○本工事 ○別途）	
○監督職員事務所に備え付ける図書	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ・機械設備工事監理指針 ・機械設備工事施工チエックシート ・建築設備耐震設計施工指針 ・工事写真の撮り方（最新版）-建築設備編-	
●建設副産物の処理及び建設発生土の処理	●建設副産物の処理 ○空き地をそのままするもの【右記のほか、○別途資源利用を図るもの【金属類】】 現場説明書による。 ○特別管理産業廃棄物 ○P C B 使用機器 ○ S F 6ガス使用機器 ○ ○建設発生土の処理 ○構外指定地に搬出処理 ※（財）京都府立グリーン調達方針地盤整備公社 右記のほか、○ 現場説明書による。 ○構内指示場所に敷き均し ○外へ搬出適切処理 ●再生資源利用促進 建設副産物において、発生量の多少に係らず、再生資源利用計画書等の作成・提出 促進計画書（建設副産物対策近畿地方連絡協議会）について、施工計画書に含めて提出する。 また、実績については再生資源利用促進計画書として提出する。 1) 「建設発生土処理計画書」及び「建設副産物等処理計画書」を監督職員に提出する。 2) 関係法令等に従い、適正・廃棄物等を処理し、「建設発生土処理報告書」及び「建設副産物処理報告書」により監督職員に報告する。 ○アスベスト成形板の処理等 施工調査 アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認 ・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・施工範囲等の確認 確認範囲 ※成形板の製造年等の確認 ○ X 線解析法 処理方法 ※非可燃性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。	

章	項目	特記事項
●取付栓	防火区画部に取付ける吹出口、吸込口等で取付栓を必要とするものは鋼鉄を使用する。	
●機器の基礎	アンカーボルト及びナットは、下記による。 ・屋外、多湿室等（※配管亜鉛メキシ S U S ） ・その他（※一般品 ○）	
○防火区画	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図などを画いた掲示板を設ける。	
○平面図	○図示 ○	
○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図などを画いた掲示板を設ける。	
○天井仕上区分	()書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。	
○給油設備	機器側の材質がS U S の場合は、S U S 製とする。 地下オイルタンク ○設ける ○設けない	
○機器制御装置	運転油量指示計 ○設ける ○設けない	
○油面計	※ゲージ式 ○ガラス管式	
○油面制御装置の機器は下記による。 ○給油ポンプの起動、停止制御用 ○返油ポンプの起動、停止制御用	油面制御装置の機器は下記による。 ○給油ポンプの起動、停止制御用 ○返油ポンプの起動、停止制御用	
○荷役警報	○荷役警報（○減油 ○荷減油）	
○油管（露出、トラフ内）	※配管用炭素鋼管（黒） ○	
○油管（地中）	※ポリエチレン被覆管（オ）	
○建物導入部配管	○標準図 施工4(a)（アクリルパイプを使用）	
○標準図 施工5(b)	（ポリエチレンパイプを使用）	
○標準図 施工5(c)	（ポリエチレンパイプを使用）	
●鋼材	屋外部分 ○亜鉛亜鉛めっき（※2種35 ○2種50） ○ステンレス鋼製（S U S 304）	
○制御及び操作盤	構成 ○準備コンデンサー ○運転時間計 表示等 ○運転（赤色）及び停止（緑色）表示 ○保護装置の動作表示	
接点及び端子	○遠方停用端子 ○運転時間表示用端子 ○温度水入口温度用端子 ○冷水出入口温度用端子 ○消費電力表示用端子（ボイラの場合、小型噴流ボイラに適用） ○給水量表示用端子（ボイラの場合、小型噴流ボイラに適用） ○燃料消費量表示用端子（ボイラの場合、小型噴流ボイラに適用）	
●主方式	○全空気方式（○中央 ○階層ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別●式 ○	
●主要熱源機器		